



発行 新潟県  
**第8号**  
 平成30年1月30日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 81 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 82 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 83 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 84 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届（福祉保健課）
- 85 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 86 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 87 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 88 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 89 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 90 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 91 道路の区域変更（道路管理課）
- 92 道路の供用開始（道路管理課）
- 93 道路の区域変更（道路管理課）
- 94 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業・地場産業振興課）

告 示

◎新潟県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江部医院	長岡市千手3丁目10-12	平成29年9月1日
ながおか心のクリニック	長岡市千歳1丁目3番42号	平成29年5月1日
中央歯科	長岡市新保6-250	平成28年9月1日

堤町薬局	長岡市堤町1番2号	平成29年12月17日
五智調剤薬局	上越市五智新町10-22	平成30年1月4日
坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	平成28年8月1日
坂田薬局	上越市中郷区板橋555-1	平成28年8月1日
柏崎市谷根診療所	柏崎市大字谷根3256-1	平成30年1月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会 小千谷総合病院 岩沢診療所	小千谷市大字岩沢1003番地	平成29年11月18日
ファーコス薬局 かもやま	加茂市高須町1-6-14	平成29年11月1日
あい訪問看護ステーション	十日町市千代田町1番地6	平成29年4月1日
しぶや小児科医院	村上市新町6番83号	平成29年9月19日
みなみ調剤薬局	燕市宮町2-30	平成29年12月1日
阿部歯科医院	糸魚川市横町2丁目1番1号	平成28年6月1日
山本薬局	糸魚川市梶屋敷48	平成30年1月1日
佐藤歯科医院	五泉市村松乙633	平成30年1月1日
真木山医院	佐渡市真野新町787番地1	平成29年4月1日
本間歯科医院	佐渡市両津湊226-3	平成28年10月11日
斉藤デンタルクリニック	南魚沼郡湯沢町湯沢2511-3	平成30年1月1日

## ◎新潟県告示第82号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
堀之内駅前 小玉医院	魚沼市堀之内3870-1	平成29年4月30日
魚沼市福山へき地出張診療所	魚沼市福山新田253番地1	平成29年3月31日
魚沼市国民健康保険入広瀬診療所	魚沼市大栃山635番地1	平成29年3月31日

魚沼市湯之谷歯科診療所	魚沼市井口新田547-12	平成29年3月31日
国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315番地	平成29年3月31日
やまぐち内科クリニック	三条市鶴田2丁目1番6-5号	平成30年1月4日
木本歯科医院	小千谷市旭町1番10号	平成29年11月30日
ひかりの調剤薬局	柏崎市三和町3-8	平成29年12月3日
坂田薬局	上越市中郷区板橋555-1	平成28年7月31日
坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	平成28年7月31日

## ◎新潟県告示第83号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米山 隆一

名 称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
エム・ケイ薬局 とおかまち店	十日町市春日 3丁目189番地	住所 変更	十日町市春日 189番地	十日町市春日3 丁目189番地	平成29年11月20日
なの花薬局新発田 店	新発田市本町 1丁目14-5	名称 変更	新発田薬局	なの花薬局新発 田店	平成29年12月4日

## ◎新潟県告示第84号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年1月30日

新潟県知事 米山 隆一

氏 名	名 称	所 在 地	廃止年月日
松本 正弘	木島接骨院	柏崎市西本町一丁目3-3	平成29年12月23日

## ◎新潟県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年1月30日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
--------	------------	--------	---------	-------------	-------

有限会社 ほなみ 薬局	柏崎市穂波町1- 25	ほなみ薬局	柏崎市穂波町1- 25	居宅療養管理指 導	H30. 1. 1
----------------	----------------	-------	----------------	--------------	-----------

## ◎新潟県告示第86号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変更年月日
ヘルパーステーションおひさま	長岡市泉1-7-22	所在地	長岡市西新町2-3-22	長岡市泉1-7-22	H29. 12. 1
福祉用具のこまわり君	糸魚川市横町5-15-12 101号室	所在地	糸魚川市大字大野1526番地	糸魚川市横町5-15-12 101号室	H19. 9. 18

## ◎新潟県告示第87号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	若山178番2ほか240筆 20.0ha
新発田市	14者	宮古木下島472番ほか201筆 16.5ha
阿賀野市	5者	新保巻623番1ほか73筆 6.9ha
胎内市	2者	柴橋新江川1848番ほか8筆 2.4ha
聖籠町	5者	真野三枚橋833番ほか41筆 3.4ha
新潟市	92者	北区内島見一番割1040番1ほか1,470筆 108.2ha
三条市	7者	鬼木6223番ほか32筆 5.3ha
燕市	4者	東太田頭無71番ほか194筆 19.7ha
田上町	1者	田上47番ほか21筆 1.4ha
見附市	4者	新潟東町148番1ほか41筆 6.2ha
魚沼市	2者	中家欠下1379番2ほか16筆 1.4ha
南魚沼市	3者	名木沢111番1ほか34筆 2.0ha
十日町市	1者	上新井604番1ほか1筆 0.4ha
上越市	1者	頸城区手島南割5272番ほか6筆 1.8ha
糸魚川市	1者	梶屋敷柿ノ木527番 0.2ha
佐渡市	18者	新穂瓜生屋324番1ほか99筆 15.9ha
合 計	167者	2,493筆 211.7ha

## 2 認可年月日

平成30年 1月29日

## ◎新潟県告示第88号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日		
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会				
代表者氏名	代表理事会長 今井 長 司				
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15				
登録の区分	品位等検査				
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば				
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成分検査業務受委託先
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の登録検査機関の名称 代 表 者 氏 名 主たる事務所の所在地
新潟県	伊藤 公博	新潟県新潟市西区五十嵐中島5-10-48	もみ、玄米	K1521033	
	佐藤 敏彦	新潟県新潟市西蒲区升調758-9	もみ、玄米	K1517114	
備 考	略称『新潟県検査協会』平成30年1月30日 農産物検査員2名の削除。検査員合計675名。				

◎新潟県告示第89号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成30年 1 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称  
新潟県厚生農業協同組合連合会
- 2 事業の種類  
新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分  
村上市緑町5丁目、緑町4丁目、村上字田端及び村上字田島地内
- (2) 使用の部分  
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、公的医療機関の開設者である新潟県厚生農業協同組合連合会が病院を新築するものであり、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である新潟県厚生農業協同組合連合会は、新たに病院を開設すること及び財務計画について臨時総会において承認を得ており、平成30年度以降に必要な財源についても予算措置することを確約している。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

村上総合病院は、県北地域の基幹病院として重要な役割を果たしてきたが、建築から約50年が経過して建物の老朽化が進んでおり、漏水が頻発するなど、療養環境の悪化が著しく、施設や設備の老朽化や狭隘化による快適性の低下から、患者が他の医療機関へ流出している。また、全国的な医師不足の状況の中、病院がへき地に立地していることや、病院の老朽化が進んでいること等から、医師の確保も困難な状況となっており、病院経営にも影響が出ている。さらに、耐震基準に適合していない上、増改築を繰り返しながら機能拡充を行ってきたため、非効率な部門配置となっているなど、建替えが大きな課題となっていた。

本件事業の実施により、療養環境が改善し、医療レベル及び患者サービスの向上等に資するとともに、村上市及びその周辺地域における中核医療機関として、地域に安定的に医療を提供することが可能となるものと認められる。

本件事業による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、起業者は施工に当たっては低騒音型や排出ガス対策型の建設機械を用いる等環境保全に努めるとともに、できるだけ多くの緑地を確保し周辺環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による制限のないこと及び文化財保護に関しては周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことを起業者が村上市に確認しており、また、新築後の交通量の増加による周辺道路への影響については、本件事業に併せて、村上市が周辺道路の整備を計画していることから問題ないとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、自然的条件、社会的条件及び地域の意見を考慮して、3箇所を選定し比較検討した結果、村上市の策定したまちづくりプランに合致していること、交通の面で患者の利便性がよいこと、現在の病院の敷地は狭隘で建替えが困難であること等から、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

現在の病院は、地震に対する安全性が確保されておらず、大規模な地震が発生した場合、災害拠点病院としての機能を果たすことができず、地域医療に支障を来すおそれがある。また、施設や設備の老朽化により、療養環境の充実やプライバシーへの配慮などの患者のニーズを満たすことができず、患者数が減少しており、また医師の流出も深刻な状況となっていることから、病院機能の低下及び地域住民への医療提供に支障を来している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

村上市役所政策推進課

#### ◎新潟県告示第90号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

#### 1 起業者の名称

学校法人古川学園

#### 2 事業の種類

上越高等学校グラウンド拡張工事

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

上越市昭和町1丁目地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越高等学校グラウンド拡張工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件

を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成29年7月の理事会において、本件事業についての承認を得ており、また、必要な財源についても自己資金及び借入金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が経営する上越高等学校は、体育教育、スポーツ教育に力を入れており、平成26年度から、不足するスポーツ施設の整備を行ってきたが、近年、野球部の部員数が増加し、グラウンドに様々な練習施設を設置したことにより、サッカー部の練習や体育の授業に支障が生じるようになった。そこで、これらの活動場所を確保するため、グラウンドを拡張するものである。

本件事業の実施により、サッカー部の練習については、これまでできなかった実践練習等、練習内容の充実、強化が図られ、また、100メートル走などの陸上競技の授業も可能になるなど、上越高等学校の部活動教育、体育教育の推進に寄与するものである。また、近年、地域の小・中学校、社会人等からの施設借用の申込みが多くあり、本件事業により、地域のスポーツ活動にも貢献できることが期待され、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、土埃の飛散や夜間の照明による影響が懸念されるものの、起業者は、スプリンクラーを設置して土埃の飛散を抑制し、夜間は夜9時までの利用とするなど対策を講じることとしていることから、これらの影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、自然環境保全に関しては特段の利用の制限はないこと、文化財保護に関しては埋蔵文化財包蔵地ではないため支障がないこと、また、起業地は市街化調整区域にあるが、本件事業では建築物を建築しないため都市計画法上の支障がないことを、起業者がそれぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、既存のグラウンドとの距離、周辺の土地利用状況などから3箇所を選定して比較検討した結果、既存のグラウンドに隣接していて利便性が良く、住家と接しておらず住環境への懸念が最も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

既存のグラウンドは、野球部の練習のための様々な設備が設置されたため、サッカー部の活動や体育の授業に支障が生じており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育委員会教育総務課

◎新潟県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町五十沢字五十沢245番から	新	12.0～32.0メートル	166.8メートル
同郡同町五十沢字五十沢233番1まで	旧	10.0～15.0メートル	166.5メートル

◎新潟県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 新発田津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町五十沢字五十沢245番から同郡同町五十沢字五十沢233番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 1月30日

◎新潟県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市金井新保字宮の下乙1100番6から	新	11.9～17.5メートル	299.0メートル
同市金井新保字中通り乙439番1まで	旧	8.9～13.7メートル	299.0メートル

◎新潟県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間

佐渡市金井新保字宮の下乙1100番 6 から同市金井新保字中通り乙439番 1 まで

3 供用開始の期日 平成30年 1月30日

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）テックランドNew長岡店  
所在地 長岡市古正寺一丁目3141番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
    - 法人代表者氏名 代表取締役 山田 昇
    - 住所 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
    - 法人代表者氏名 代表取締役 山田 昇
    - 住所 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年 9月19日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計4,890平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計224台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計70台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計39立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社ヤマダ電機
    - 午前 9 時から午後 10 時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
    - ・駐車場 1
    - 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分
    - ・駐車場 2

午前8時30分から午後9時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口の数 7箇所
- ・ 位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 荷さばき施設 1

午前9時から午後9時

7 届出年月日

平成30年1月18日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成30年1月30日から平成30年5月30日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

### 大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 原信小出東店

所在地 魚沼市井口新田字欠下728番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- ・ 氏名又は名称 株式会社原信
- 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
- 住所 長岡市中興野18番地2

・ ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

- ・ 氏名又は名称 株式会社原信
- 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
- 住所 長岡市中興野18番地2

・ ほか5者

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年9月19日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計7,378平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・ 位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・ 収容台数 計478台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・ 位置 届出書に添付された図面のとおり

- ・収容台数 計120台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・面積 計194平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・面積 計66.86立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社原信及び株式会社マツモトキヨシ甲信越販売  
午前9時から午後12時
    - ・株式会社トップカルチャー  
午前7時から午後11時
    - ・株式会社日野屋玩具店  
午前10時から午後9時
    - ・株式会社セリア  
午前10時から午後8時
    - ・株式会社北越ケーズ  
午前9時から午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
    - ・駐車場1、3  
午前6時30分から翌午前0時30分
    - ・駐車場2  
午前8時30分から午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 9箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設1  
午前4時から午後9時
    - ・荷さばき施設2、3、4、5、6  
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日  
平成30年1月18日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、魚沼市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成30年1月30日から平成30年5月30日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 新村上ショッピングプラザ  
所在地 村上市仲間町197番外  
設置者 協同組合村上商業開発 他1者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) As-meエステール株式会社、株式会社キング 他26社  
(変更後) 株式会社ワールド 他26社
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
(変更前) 佐藤善衛 (まる由商店)、株式会社ワッツオースリー販売、株式会社ハニーズ  
(変更後) 佐藤衛 (まる由商店)、株式会社ワッツ東日本販売、株式会社ハニーズホールディングス
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 有限会社やまごん 代表取締役 山田節  
株式会社ヨネカ 代表取締役 米沢嘉夫  
株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 勝田信弘  
(変更後) 有限会社やまごん 代表取締役 山田宏大  
株式会社ヨネカ 代表取締役 山田勝  
株式会社ワッツ東日本販売 代表取締役 宮川政昭
- 3 変更年月日  
平成29年 3月30日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗における小売業者の変更、退店、入店、住所、組織及び出店者変更による。
- 5 届出年月日  
平成30年 1月15日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年 1月30日から平成30年 5月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年 1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 お宝中古市場上越店  
所在地 上越市西城町2丁目字新中殿48-7外  
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業を行う者の営業時間及び駐車場の利用可能時間帯の変更）に関する届出  
公告日 平成29年 9月 1日
- 3 意見の概要
  - (1) 上越市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年1月30日から平成30年2月30日まで

---

#### 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名称 ウオロク 豊町店  
所在地 新発田市豊町2丁目7番16号  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）1,063平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
平成25年3月12日
- 4 廃止しようとする理由  
店舗を解体したため
- 5 届出年月日  
平成30年1月9日